

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する
関係府省庁連絡会議
成人式の時期や在り方等に関する分科会
(第1回)

第1 日 時 平成30年10月31日(水) 自 午後2時00分
至 午後2時30分

第2 場 所 法務省民事局会議室

議 事

○法務省民事局 定刻になりましたので、ただいまから第1回成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議成人式の時期や在り方等に関する分科会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてどうもありがとうございます。

まず、分科会設置の趣旨について、私から説明をさせていただきたいと思います。

資料1-1を御覧ください。

御承知のように、今年の6月に民法の一部を改正する法律が成立いたしまして、現在20歳と定められている成年年齢を18歳に引き下げるとい改正がされたところでございます。

その内容といたしましては、成年年齢、具体的に申しますと、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢と、この二つの意味があるわけですが、これをいずれも20歳から18歳に引き下げています。また、この法律全体といたしましては、婚姻年齢の女性の婚姻開始年齢の引上げ内容とされておりま

す。今後、施行に向けて周知等を行ってまいりますが、施行時期は平成34年4月1日からとされており、現時点から考えますと3年半ほどの期間が準備期間、施行期間として確保されているところでございます。

このような改正の経緯ですが、もともとこの成年年齢の引下げが本格的に議論されるようになったきっかけとして、平成19年に国民投票法が制定されまして、ここで憲法改正の国民投票の投票権年齢を18歳とすることが定められ、またこの国民投票法の附則におきまして、民法を含めたさまざまな年齢要件につきまして、法制上の措置が要請されるということがございました。

この国民投票法の附則を受けまして、政府全体でも連絡会議等をつくりまして年齢要件の改正、見直しに向けた動きが始まったわけでございますが、民法の成年年齢については、平成20年に法制審議会への諮問がされまして、約1年半の調査審議を経まして、平成21年10月に法制審議会の答申をいただいたわけでございます。

この法制審議会の答申では、選挙権年齢が18歳に引き下げられるということになるのであれば、環境整備をした上で成年年齢を18歳に引き下げるのが相当であると、こういった答申をいただいております。

その背景といたしまして、我が国におきまして、非常に速いスピードで少子高齢化が進んでいると。こういう状況のもとで、若い方々に早い段階から社会で活躍していただく、そういう機会を確保いたしまして、それによって社会を活力あるものにしていきたい、こういう背景が、その成年年齢の引下げの意義としてうたわれているところでございます。

法制審議会の答申は、今申し上げましたように、選挙権年齢が18歳に引き下げられるということの一つの要件にしていたわけですが、実際に平成27年6月に公職選挙法の改正が行われまして、選挙権年齢が18歳に引き下げられております。ここでもやはり附則におきまして、民法上の成年年齢につきましても法制上の措置が要請されております。そして、公職選挙法の改正を受けまして、平成28年7月には参議院議員の通常選挙が、

これが最初の18歳選挙権が実施された国政レベルの選挙としては最初の例になりますけれども、こういった選挙が実際に行われました。また、御承知のように、昨年、平成29年10月には衆議院の総選挙も行われておりまして、18歳の者の選挙権が現実に行使された国政レベルの選挙が、実際、二つ行われたという状況でございます。こういった状況の変化を踏まえまして、平成30年通常国会に民法の改正法案が提出されまして、成立に至ったと、こういう経緯でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の1-2は、18歳に変わるもの、民法の成年年齢が18歳に引き下げられるわけですが、これに合わせて18歳に変わるものと、20歳がそのまま維持されるもの、例えば養子年齢でございますとか、喫煙、飲酒の年齢でございますとか、あるいはいわゆる公営競技の投票券の購入年齢でありますとか、そういった20歳が維持されるものもあるということをお示しした表になっております。

1枚おめくりいただきまして、本分科会の親会になる連絡会議につきまして御説明いたしますのが、資料の1-3でございます。

成年年齢引下げは、先ほど申し上げましたような経緯で法改正が実現されたところでございますけれども、あわせて、この成年年齢を引き下げることにつきまして、いろいろな環境整備が必要であるということが指摘されております。

例えば、今、民法上の成年年齢が20歳と定められていることによりまして、18歳の方、19歳の方は、仮に契約をしたとしましても、年齢が20歳未満であるということのみを理由として取消しをすることができるわけですが、成年年齢が18歳に引き下げられるということになりますと、18歳の方、19歳の方は、まずその取消権というものを失ってしまう。そのことによって、いわゆる消費者被害がより低年齢化することになるのではないかと、こういったような指摘がございますとか、あるいは親権には親が子供を保護しないといけない、そういった義務としての側面もあるわけですが、この親権の保護を、18歳、19歳の方が失ってしまうということになりますので、そのことによって、自立をより一層支援していく方策の充実が必要であるということですか、こういった指摘がされてきたわけでございます。

こういった消費者保護施策でありますとか、自立支援の方策、その他もろもろ、さまざまな環境整備のための方策というものは、本省だけではなく、各省庁とも連携してやっていけないといけないということもございまして、この環境整備に向けまして、各府省庁の連絡会議を開催することといたしました。

これは議長が法務大臣でございまして、また各省庁の連絡の調整を行うということで、副議長に内閣官房副長官補に入ってください、また各省庁の局長級の方々を構成員とするものでございます。

こういった連絡会議が継続的に今後開催されていくことになるわけですが、黄色い欄にあるテーマ例の一番右下を御覧いただきますと、ここに環境整備施策の一つとして、成人式の時期や在り方等について取り上げられることとなっております。

この背景を少し申し上げますと、民法の成年年齢の引下げとは、法制度という観点で直接関連するわけではございませんが、この成年年齢の引下げが成人式の在り方に影響を与えるのではないかと、さまざまな局面で指摘されております。そういった指摘を踏まえまして、この環境整備に関する関係府省庁連絡会議の一つのテーマとして取り上げ

るということとされたわけでございます。

1枚おめくりいただきまして、国会でどういう質疑がされたのかということをお紹介したものが、この資料2でございます。

この中に御覧のとおり、成年年齢の引下げに伴って成人式はどういうふうになるのかと、これを政府として一つの指針を示すべきではないかというような御質問、成人の日を1月にしなければならない理由はあるのかということでございますとか、あるいは成人式の在り方として、具体的な在り方として20歳ということでもいいのか、また今後の意見の取りまとめ、情報発信を政府としてどのようにやっていくのか、こういったことが国会の審議の中で指摘されたわけでございます。

政府といたしましては、この成人式が法令に基づいて行われているというわけではなくて、主催団体がそれぞれの御判断で行っているという実情がございますので、政府として、一律の指針を申し上げる立場にはないのではないかと考えておりますけれども、しかし、そういう主催者に、この法改正が影響を及ぼすということ自体は避けられないというふうに考えられますので、今、御紹介いたしました関係府省庁連絡会議におきまして、ヒアリングを行うとか、情報収集を行うとか、そういった活動を行いまして、その結果を情報発信していくということを考えているというような御答弁を差し上げてきたところでございます。

こういった背景で、この連絡会議で行うこととなったわけですが、連絡会議自体は、多数の府省庁さんに御参加いただいておりますので、必ずしも成人式と直接関係のない省庁も含まれておりますので、機動力というところでは、余り適当ではないということもございません。

そこで、1枚おめくりいただきました資料3でございますが、親会で行うということではなくて、もうちょっと機動力のある、また、特にこの成人式というものについて関係の深い省庁が集まりまして、分科会という形で今後検討を進めていくということといたしました。その設置紙が、この資料3の分科会の開催についてということでございますので、本日お集まりいただきました方々、それからオブザーバーの方々、こういったメンバーで検討を進めていくということになったわけでございます。

私たちに与えられた職責といたしましては、こういった国会での質疑等を踏まえまして、成人式の在り方等につきまして、さまざまな有識者の方々、あるいは関連業界の方々からヒアリング等を行いまして、こういった在り方が考えられるのかということをお情報収集するとともに、情報発信に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

この分科会設置の趣旨についての説明は以上でございます。

続きまして、議事次第の項目の3になりましたが、成人式の時期や在り方等についてということで、内閣府文科省のほうから御説明をいただければというふうに思います。

まずは、資料4に基づきまして、内閣府のほうからお願いできますでしょうか。

○内閣府大臣官房総務課管理室 資料4を御覧いただきたいとします。

こちらに条文を引いておりますけれども、内閣府におきましては、国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法を所管しております。この祝日法でございますけれども、昭和23年に議員立法によって制定されまして、これまで11回ほど改正されましたが、その大半も議員立法によって制定されておるということでございます。

資料を御覧になっていただきますとわかりますように、第2条において、国民の祝日というものを列記するというふうに定めてございまして、この中に成人の日というものが位置づけられてございます。

成人の日は、祝日法制定当初から、かつての元服、あるいは裳着と呼ばれるものにかわるものとして、それらが1月に行われることが多かったことなどを考慮しまして、当初は1月15日というふうに規定をされてございました。その後、ハッピーマンデー化によりまして、現在は1月の第2月曜日というふうに規定されてございます。その趣旨としまして、この法律の条文に「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ということが書いてございます。

以上が、簡単でございますが、祝日法における成人の日の規定の経緯、その趣旨であります。

それと、もう一点、この成人の日と成人式の関係でございますけれども、先ほど法務省さんからもございましたが、成人式の開催につきましては、地域の事情などを勘案しまして、行政裁量において判断するというところでございまして、祝日法に規定する成人の日、これと関係があるということではないということでございます。

内閣府からは以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続いて資料5につきまして、文部科学省のほうからお願いいたします。

○文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 資料5を御用意いただければと思います。

成人式の、まず現状でございますけれども、先ほど来の話と重なりますが、成人式の実施自体について、法律による規定はないということございまして、各市町村さんが主体となって検討を行い、成人の日の行事であるという趣旨を踏まえ、成人となったことを祝い励ます行事として、地域の実情に応じて企画・実施されているということでございます。

したがって、全国的な成人式の実施状況について、国として調査しているというものはないんですけれども、各自治体さんのホームページ等の公表資料を集約したところ、成人の日、あるいはその前に二十歳を対象として実施されているところが多いというのが現状でございます。

おめくりいただきまして、参考という資料をつけてございます。

こちらが当課におきまして、ホームページ上の公表資料から集約したものでございますけれども、まず、成人式の開催日でございますが、1月の成人の日に実施するというのが、明らかになっているもののうちの14.1%ということございまして、1月の成人の日以外の日と、よくありますのは、成人の日が月曜日ですけれども、その前日の日曜日というようなどころはあるようですけれども、そこで実施したり、あるいはお正月に実施するものもありまして、これらを合わせて70.7%でございます。また、8月のお盆の時期ということもありまして、8月に実施しているという自治体さんが12.8%、またその他の2.4%もあるということでございます。

また、成人式の対象年齢でございますが、多くのところ、98.6%が、その当該年度に二十歳になる方を対象として実施しているということでございますが、1.4%については、その前年度に二十歳になった方、すなわち全員が20歳以上、20歳の誕生日を迎えられて、一部の方は21歳になっているという時期にやっぺらっしやる自治体さんもあ

るということでございます。

それから、3番目に成人式の主催者でございますが、市町村の教育委員会単独で実施いただいているのが25.6%、それから首長部局の単独で実施しているのが7.8%、両者の共催でやっているのが11.2%、また、行政と新成人さんの委員会、実行委員会だと思ふんですけども、それが一緒になってやっているのが27.1%、新成人さんたちだけでやっていただいているのが18.8%、その他は9.4%ということでございます。

お戻りいただきまして資料5の1枚目ですけれども、こういった現状を踏まえまして、これから成年年齢の引下げに伴う成人式の時期や在り方についての主な論点といたしまして、ちょっと新聞報道にもございましたけれども、仮に成年年齢と合わせて18歳を対象にし、かつ成人の日の祝日の前後に実施するといった場合には、18歳の1月ということになりますので、ちょうど受験時期と重なってしまうということで、混乱するのではないかとといったような懸念が示されているといった点の声があるということでございます。

そういったことを踏まえまして、論点としては、祝日法の成人の日について、過去の制定経緯等を踏まえ、どう考えるか。それから、成人式の対象年齢をどのように考えるか。また、成人式の企画・実施につきましては関係者が多岐にわたるということで、これは自治体さん、新成人自身だけではなくて、保護者の方ですとか高等学校、あるいは大学、そして着物業界、美容業界といったことで、オブザーバーでも関係省庁さんに御参加いただいておりますけれども、関係業界等も含めまして関係者は多岐にわたるということで、それらの中でどのように調整するかというのが主な論点ではないかというふうに存じます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

以上が成人式の時期や在り方等についてという議事次第3の御説明になります。

それでは、本日の最後ですが、今後この分科会の場を用いまして、次回以降、関係団体の方々等からヒアリングを進めていきたいというふうに思っております。

資料の6を御覧いただきますと、これは今の段階で御了解いただいたヒアリング対象者、有識者の方々を列挙しております。資料6にありますように、関係業界といたしまして、日本きもの連盟の方、それから写真館協会の方からお話を伺えればというふうに思っております。

また、今、文部科学省のほうからも御紹介ございましたけれども、新成人の方が、この実行委員会という形で成人式の主催団体をやっておられるというような例も見られるようございまして、そういう形で実行委員会の委員長をされた方にお越しいただき、成人式の時期や在り方等につきまして、その経験を踏まえた形で御意見を伺えればというふうに思っております。

ここには3者だけですけれども、さらにヒアリング対象者の検討しているところでございます。

今回は11月26日に第2回の分科会を開きまして、そこで一部ヒアリングに着手をしていくということをご予定しているところでございます。

ヒアリングの進め方につきましては以上ということになります。

○厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 この資料の中には入っておりませんが、全日本美容業生活衛生同業組合連合会のヒアリングについては調整しておりますので、後ほどご連絡させていただきます。

○法務省民事局 ありがとうございました。

それでしたら、また調整させていただいた上で日程等を詰めていきたいというふうに思います。

それでは、第1回の分科会は以上をもちまして閉会させていただければと思います。

次回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—